

印西市人事行政の運営等の状況
の公表について

(平成29年度)

印 西 市

目 次

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況.....	1
(2) 職員の給与の状況.....	2
(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	20
(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況.....	22
(5) 職員のサービスの状況.....	23
(6) 職員の退職管理の状況	24
(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況.....	25
(8) 職員の福利厚生 of 状況	27
(9) 公平委員会業務の状況	27

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

1 平成28年度実施職員採用競争試験の受験者及び合格者の状況 (単位：人)

結果 対象	受験者数	合格者数
一般行政職（上級）	167	22
技術職土木（上級）	5	1
技術職建築（上級）	4	1
一般行政職（初級）	17	6
保育士	6	4
社会福祉士	1	0
保健師	6	4

2 平成28年度退職者数の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

(単位：人)

事由 年度	定年 退職	勸奨等 退職	公務外 死亡 退職	自己 都合 退職	任期満了 による 退職	派遣終了 による 退職	合計
平成28年度	14	3	0	3	0	9	29

【参考】平成27年4月1日～平成28年3月31日

平成27年度	16	1	0	5	0	5	27
--------	----	---	---	---	---	---	----

3 平成29年4月1日付け昇任・降任の状況

平成29年4月1日付けの昇任は117名でした。各級への昇任の状況は以下のとおりです。なお、降任についてはありません。

(単位：人)

部長 (8級)	参事 (8級)	課長 (7級)	主幹 (7級)	副主幹 (6級)	主査 (5級)	主査補等 (4級)	主任主事等 (3級)	主事 (2級)
5	10	11	12	13	29	12	10	15

4 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成27年4月1日～平成32年3月31日における定員管理の数値目標

平成27年4月1日 職員数	平成32年3月31日 職員数	純増数	純増率
人 660	人 675	人 15	% 2.27

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成27年4月1日	平成32年3月31日	675人

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要 （各年4月1日現在）

区分	平成27年	平成28年 (1年目)	平成29年 (2年目)	平成30年 (3年目)	平成31年 (4年目)	平成32年 (5年目)	期間計
減員	—	△31	△30	—	—	—	—
増員	—	28	36	—	—	—	—
差引	—	△3	6	—	—	—	—
職員数	660	657	663	—	—	—	—

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 「減員」は前年度退職者数（派遣および転出者含む）、「増員」は前年4月2日～当年4月1日までの採用者（転入者含む）です。

(2) 職員の給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の 人件費率
平成28年度	(平成29年1月1日) 97,263人	千円 34,151,247	千円 2,025,175	千円 5,731,515	% 16.8	% 18.5

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

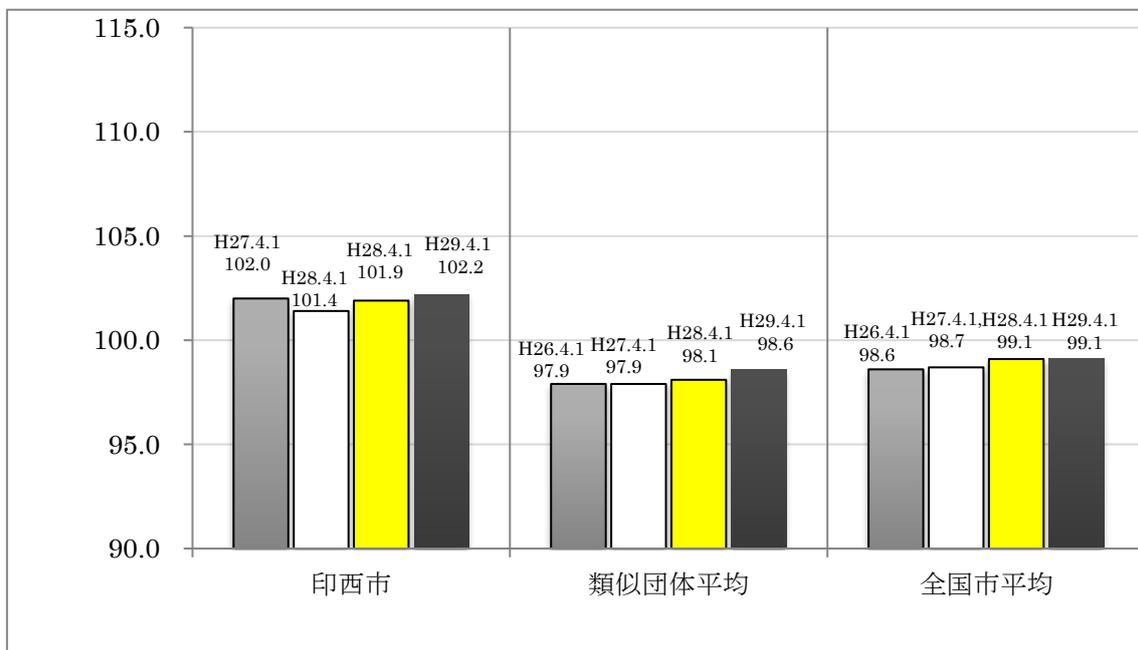
区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成 28 年度	人 640	千円 2,513,341	千円 699,484	千円 1,081,506	千円 4,294,331	千円 6,710	千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、各年度4月1日現在の一般職に属する職員数です。

(常勤の任期付職員を含み、特別職を除く)

3 ラスパイレス指数の状況



(注)

1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給料表については千葉県給料表に準じて設定しているが、初任給が国よりも高いこと、派遣職員の給料月額が同じ年齢層と比較して高い水準となっていること、級別職員数が平準化されていないことなどが要因となっています。引き続き給与水準等の適正化に努めます。

4 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引き下げなし。高齢層については平均改定率を上回る引き下げを行いました。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準16%に対し、印西市においては10%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は8.5%、給与改定後は平成27年4月に遡及し9.3%を支給、平成28年4月1日時点は10%を支給。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による 支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%
印西市の支給 割合	8%	8.5%	9.3%	10%	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

5 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）
（一般行政職）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	43.0歳	339,100円	436,900円	406,306円
千葉県	41.7歳	317,397円	411,112円	370,383円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.4歳	311,581円	391,382円	356,601円

（技能労務職）

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
印西市	52.9歳	20	279,300円	319,125円	317,130円	—	—	—	—
うち用務員	54.3歳	11	272,400円	306,209円	306,209円	—	55.1歳	207,300円	1.48
うち自動車運転手	49.5歳	2	287,600円	344,900円	344,900円	—	58.8歳	239,200円	1.44
うち学校給食員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他技能労務職	51.6歳	7	287,700円	331,714円	326,014円	—	—	—	—
千葉県	53.3歳	464	321,180円	381,015円	360,466円	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722	286,833円	—	328,360円	—	—	—	—
類似団体	50.3歳	—	325,366円	377,924円	358,180円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
印西市	—	—	—
うち用務員	5,016,209円	2,818,600円	1.78
うち自動車運転手	5,520,400円	3,140,100円	1.76
うち学校給食員	—	—	—
その他技能労務職	5,398,971円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
（平成26～28年の3ヵ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(医療技術職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	41.0歳	285,100円	359,900円	329,633円
千葉県	—	—	—	—
国	45.9歳	309,342円	—	354,542円
類似団体	—	—	—	—

(看護・保健職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	40.6歳	309,000円	369,600円	353,486円
千葉県	—	—	—	—
国	46.9歳	314,870円	—	349,161円
類似団体	39.8歳	296,215円	365,134円	323,687円

(注)

- 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

②職員の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分		印西市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	184,800円	184,800円	総合職(182,700円) 一般職(178,200円)
	高校卒	150,500円	150,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	148,200円	148,200円	—
	中学卒	135,500円	135,500円	—
医療技術職 (栄養士)	大学卒	186,800円	—	—
	短大卒	169,400円	169,400円	—
看護・保健職 (保健師)	大学卒	219,400円	216,400円	—
	短大3卒	210,800円	210,800円	—

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	258,467 円	358,456 円	400,770 円	※ 421,649 円
	高校卒	—	※ 279,900 円	※ 363,638 円	※ 372,200 円
技能労務職	高校卒	—	—	※ 266,375 円	※ 296,200 円
	中学卒	—	—	—	—
医療技術職 (栄養士)	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—
看護・保健職 (保健師)	大学卒	—	—	※ 344,767 円	—
	短大3卒	—	—	—	—

※に該当する階層は、該当職員が3人以下であったため近似の階層を含めており、近似の階層を含めても3人以下の場合は「—」としています

6 一般行政職の級別職員数等の状況

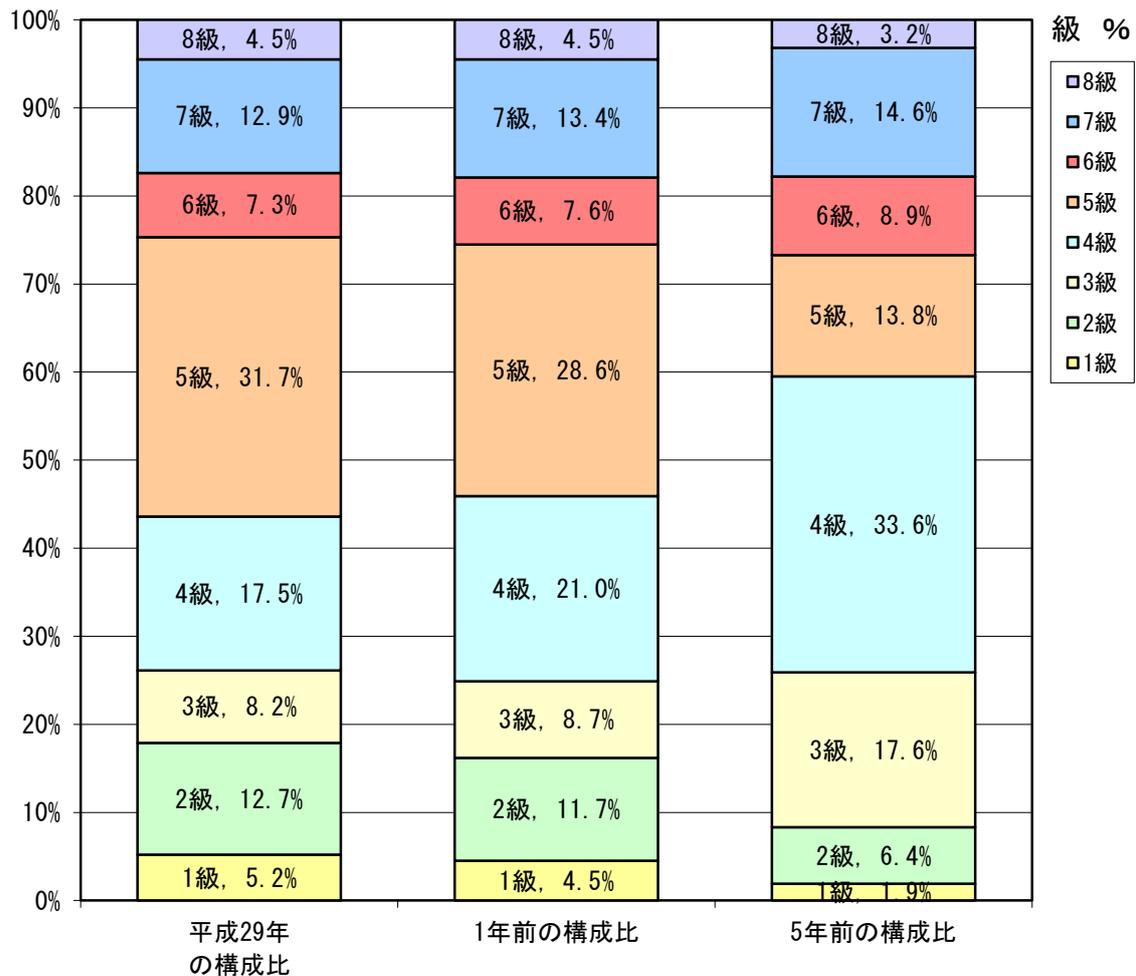
①一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数 (福祉職等を 除く)	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額
1級	主事補、技師補	24人	5.2%	141,600円	246,600円
2級	主事、技師	59人	12.7%	191,700円	303,400円
3級	主任主事、主任技師	38人	8.2%	227,900円	351,200円
4級	主査補	81人	17.5%	261,100円	381,800円
5級	主査	147人	31.7%	287,100円	396,200円
6級	副主幹	34人	7.3%	317,700円	414,200円
7級	課長、室長、主幹	60人	12.9%	361,800円	450,100円
8級	部長、参事	21人	4.5%	407,300円	475,000円

(注) 1 印西市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



②昇給への人事評価の活用状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

7 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

印西市	千葉県	国
1人あたり平均支給額 (平成28年度) 1,713千円	1人あたり平均支給額 (平成28年度) 1,725千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.8)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				

②退職手当

(平成29年4月1日現在)

印 西 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職等特例措置 (2%~45%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
退職時 特別昇給	—		退職時 特別昇給	—	
1人当たり 平均支給額	20,339千円		—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

③地域手当(普通会計)

(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		272,932千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		401,370円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10%	645人	16%
地域手当補正後ラスパイレス指数(28年度)		96.6	
(ラスパイレス指数)		(101.9)	

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は平成29年4月1日現在の数値です。

(短時間勤務職員を除く。)

2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。(特別職除く)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

④特殊勤務手当（普通会計）

（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		67千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		6,109円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		1.3%	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症処理手当	保健職	感染症処理事務に従事した時	日額300円
税務手当	税務職	滞納整理事務に従事した時	日額300円 （ただし、月額3,000円以内）
ごみ処理手当	一般行政職	廃棄物処理及び不法投棄物処理作業等に従事した時	日額400円
行旅病人及び行旅等死亡人取扱手当	福祉職	行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事した時	取扱い1件につき 病人のとき2,000円 死亡人のとき3,000円

⑤時間外勤務手当（普通会計）

支給実績（平成28年度決算）	221,652千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	281千円
支給実績（平成27年度決算）	201,128千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	253千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 (年額28年度 決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 10,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち <ul style="list-style-type: none"> ①子1人 8,000円 (16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算) ②父母等 6,500円 	同じ	—	69,258千円	240,479円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 (家賃12,000円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じて 27,000円を限度に支給 	同じ	—	26,539千円	279,355円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バスを利用する場合 定期券代など全額支給（6ヶ月 定期券代のまとめ払い制を導 入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ～31,600円を支給 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・国は電車、バ スを利用する 場合、定期券代 など55,000円 まで支給。 ・乗用車など を使用する場 合は同じ 	57,863千円	75,936円
管理職 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・課長相当職以上の職に応じ、 支給 部長 87,300円 参事 73,500円 課長 60,100円 主幹（政策担当）47,300 円 主幹 44,300円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・俸給の特別 調整額として 支給（月額） ・区分及びそ の額 	62,469千円	718,032円
宿日直 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が宿日直の勤務に服した 場合に支給 勤務1回につき 4,200円 	同じ	—	1,025千円	8,006円

(注) 短時間勤務職員を含む。

8 特別職の報酬等の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	850,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円/465,000円	
	副 市 長	710,000円	885,000円/602,300円	
	教 育 長	683,000円	— / —	
報 酬	議 長	460,000円	990,000円/357,000円	
	副 議 長	390,000円	653,000円/294,000円	
	議 員	370,000円	591,000円/266,000円	
地 域 手 当	市 長	5%		
	副 市 長	5%		
	教 育 長	5%		
期 末	市 長	(平成28年度支給割合) 6月期 1.85月分		
	副 市 長 教 育 長	<u>12月期</u> 2.00月分 計 3.85月分		
手 当	市 長	(平成28年度支給割合) 6月期 1.90月分		
	副 議 長 議 員	<u>12月期</u> 2.05月分 計 3.95月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 850,000円×在職月数×0.35 (支給率)	(1期の手当額) 14,280,000円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	710,000円×在職月数×0.25 (支給率)	8,520,000円	任期毎
	教 育 長	683,000円×在職月数×0.2 (支給率)	4,917,600円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長・副市長4年=48月、教育長3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

9 公営企業職員の状況

水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成27年度総費用 に占める職員給与費 比率
平成28年度	千円 617,980	千円 101,174	千円 60,186	% 9.7	% 9.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 8,315千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)	印西市(普通会計) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成28年度	人 7	千円 31,577	千円 10,931	千円 14,186	千円 56,694	千円 8,099	千円 6,710

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
印西市	47.29歳	436,000円	679,832円
団体(市町村)平均	44.40歳	343,701円	513,093円

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印西市	団体(市町村)平均
1人当たり平均支給額 (平成28年度) 2,026千円	1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,482千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.8)月分	—

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	—
---	---

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

(平成29年4月1日現在)

印 西 市		団体(市町村)平均	
(支給率)	自己都合 20.445 月分 勤続20年 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分	応募認定・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分 49.59 月分	—
その他の加算措置	定年前早期退職等特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置	—
退職時特別昇給	—	退職時特別昇給	—
1人当たり平均支給額	20,339千円	10,251千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

ウ 地域手当(水道会計)

(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		3,445千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		492,084円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	7人	10%

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は平成29年4月1日現在の数値です。
2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。

エ 特殊勤務手当(水道会計)

(平成29年4月1日現在)

支給対象なし

オ 時間外勤務手当(水道会計)

支給実績(平成28年度決算)	3,687千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	737千円
支給実績(平成27年度決算)	2,566千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	513千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算)」

と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 (年額28年度 決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 10,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち <ul style="list-style-type: none"> ①子1人 8,000円 (16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算) ②父母等 6,500円 	同じ	—	1,116千円	279,000円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 (家賃12,000円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じて 27,000円を限度に支給 	同じ	—	300千円	300,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バスを利用する場合 定期券代など全額支給（6ヶ月 定期券代のまとめ払い制を導入） ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ～31,600円を支給 	同じ	—	631千円	90,171円
管理職 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・課長相当職以上の職に応じ、 支給 部長 87,300円 参事 73,500円 課長 60,100円 主幹(政策担当) 47,300円 主幹 44,300円 	同じ	—	1,753千円	876,540円
宿日直 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が宿日直の勤務に服した 場合に支給 勤務1回につき 4,200円 	同じ	—	0千円	0円

(注) 短時間勤務職員を含む。

10 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

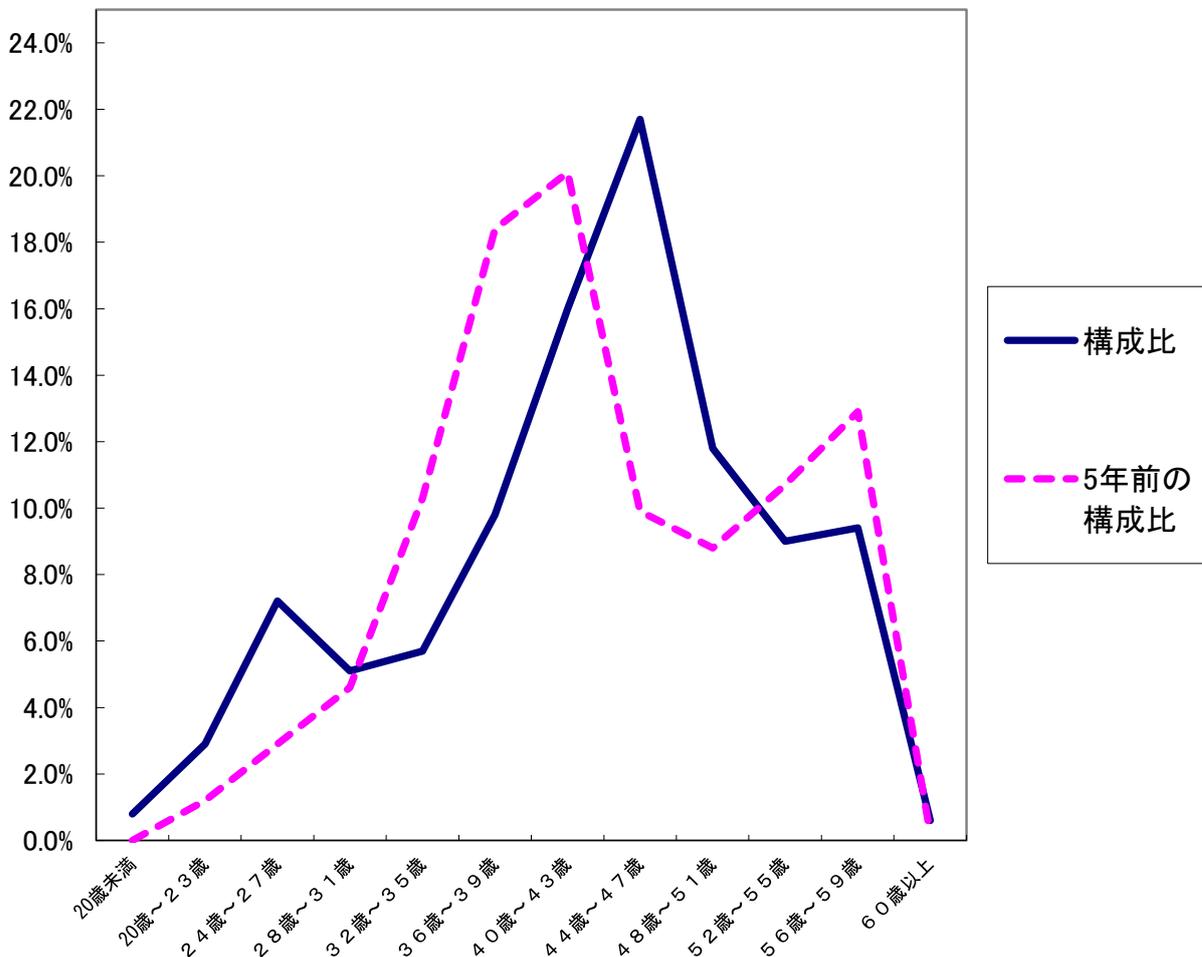
区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 年 数	備 考	
		平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総 務	1 6 3	1 6 4	1	
		税 務	3 4	3 5	1	
		農 林 水 産	1 4	1 5	1	
		商 工	8	8	0	
土 木		6 0	5 8	△ 2		
民 生		1 4 1	1 4 6	5		
衛 生		5 1	5 4	3		
	計	4 7 7	4 8 6	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.94人 (類似団体の人口1万人当たり職員数48.84人)	
	教 育 部 門	1 3 1	1 3 0	△ 1		
	小 計	6 0 8	6 1 6	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.30人 (類似団体の人口1万人当たり職員数62.78人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	7	7	0		
	下 水 道	1 0	1 1	1		
	そ の 他	3 2	2 9	△ 3		
	小 計	4 9	4 7	△ 2		
合 計		6 5 7 〔 7 7 8 〕	6 6 3 〔 7 7 8 〕	6 〔 0 〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.13人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 〔 〕内は、条例定数の合計です。

1 1 年齢別職員構成の状況

(平成29年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	19	48	34	38	65	106	144	78	60	62	4	663

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

1 2 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政職	488	485	483	479	477	486	△2(△0.4%)
教育	142	136	134	131	131	130	△12(△8.5%)
普通会計計	630	621	617	610	608	616	△14(△2.2%)
公営企業等 会計計	53	50	49	49	49	47	△ 6(△11.3%)
総合計	683	671	666	659	657	663	△20(△2.9%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職員の勤務時間の状況

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用状況	
		開始時刻	終了時刻	休憩	休息
38時間 45分	7時間 45分	8時30分	17時15分	12:00 ～ 13:00	—

2 一般職員の年次有給休暇の取得状況

制度概要	平均取得日数
1年につき20日付与 残日数(20日上限)を翌年に繰越し可	13.5日

(注) 1 調査対象期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日です。

2 年次有給休暇は、4月1日に在職する職員に対して、1年につき20日が与えられます。

3 その他休暇等の種類

①療養休暇

傷病のため療養を要し、又は就業を禁止された場合には、医師等の証明に基づき、次の限度で療養休暇が与えられる。

ア 公務による負傷等 療養に要する期間

イ その他の負傷等 医師の証明に基づき同一の負傷等で90日以内

②介護休暇

職員の配偶者等が重度の疾病、負傷又は高齢のため、職員自らが介護を行う必要がある場合に任命権者の許可を得て休むことで、2週間以上の期間で、通算して6月の期間内(3回以下)を限度に与えられる。なお、その勤務しない時間については、給与は減額される。

③特別休暇

休 暇 の 種 類	日 数
1. 選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要と認める期間
2. 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
3. ドナー休暇	その都度必要と認める期間
4. ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1の年において5日の範囲内の期間
5. 職員の結婚	5日
6. 妊娠中の職員が受ける保健指導又は健康診査	妊娠 満23週まで 4週間に1回 妊娠 満24週から満35週まで 2週間に1回 妊娠 満36週から出産まで 1週間に1回 出産後1年以内 1回 1回につき、保健指導又は健康診査に必要な時間
7. 妊娠中の職員の通勤時における母体又は胎児の健康保持	1日を通じて1時間を越えない範囲内で必要とされる時間
8. 妊娠中の職員の休息又は補食	その都度必要とされる時間
9. 女性職員の出産	出産の予定日以前8週間（多胎妊娠の場合14週間）に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間
10. 職員の生後満1年に達しない子の育児	1日2回とし、1日を通じて60分
11. 配偶者の出産	出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
12. 育児参加	配偶者の出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合14週間）に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため5日の範囲内の期間
13. 子の看護休暇	小学校就学前の子の看護（負傷、疾病の世話）をするため 1の年において5日の範囲内の期間（その子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
14. 短期介護休暇	配偶者等の看護（負傷、疾病の世話）をするため 1の年において5日の範囲内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）

休 暇 の 種 類	日 数
15. 忌引	職員と死亡した人との関係に応じた日数の範囲内で必要と認める期間
16. 職員が父母、配偶者及び子の追悼のため行う特別な行事	慣習上最小限度必要と認める期間
17. 夏季休暇	6月から9月までの期間における7日
18. リフレッシュ休暇	勤続期間20年に達した者 連続する3日 勤続期間30年に達した者 連続する5日
19. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
20. 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による交通しや断	その都度必要と認める期間
21. 地震、水害、火災その他の災害時の職員の通勤途上における身体の危険の回避	その都度必要と認める期間
22. 地震、水害、火災その他の災害時の職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、分限処分に付された者、懲戒処分に付された者は以下のとおりです。

1 分限処分者数

処分事由	処分の種類					合計
	降任	免職	休職	降給		
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	—	
心身の故障の場合	—	—	10	—	10	
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—	
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—	
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	10	—	10	

2 懲戒処分者数

処分事由	処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合			—	1	—	—	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合			—	1	—	—	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			—	1	—	—	1
合計			—	3	—	—	3

懲戒処分者内訳

処分事由	処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
交通事故・道路交通法違反	職務遂行中		—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—
その他			—	3	—	—	3
合計			—	3	—	—	3

(5) 職員のサービスの状況

1 育児休業及び部分休業の取得者数

育児休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために休業しようとする期間（3歳の誕生日の前日までが最大限）を明らかにし、承認を得て休業することをいいます。

また、部分休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために1日の勤務時間の1部について勤務しないことをいい、1日を通じて2時間を越えない範囲で取得できるものです。なお、両休業とも勤務しない期間・時間については、給与は支給されません。

職員	区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
	男性職員		0
		0	0
女性職員		8	0
		7	0
計		8	0
		7	0

(注) 上段は、平成28年度中に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成27年度から28年度にかけて引き続けている者です。

2 職務専念義務免除の承認数

職員は、「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務のみ従事しなければならない」とされていますが、特例条例により職務に専念する義務の免除を承認された者は以下のとおりです。

(平成27年度承認者数・人)	
事 由	
総合的な健康診査（人間ドッグ）	253
研究集会への参加	0
学校その他の団体から依頼されての講義	1
市行政の運営上特に必要と認められる団体への参加	0
レクリエーションへの参加（運動大会）	10
学校教育法に規定する大学の通信教育の授業への参加	2
その他市長が認めるもの（消防団の出動等）	31
合 計	297

(6) 職員の退職管理の状況

市の職員であった者が退職後に営利企業等に再就職した場合、一定の期間、在職していた執行機関の組織等の職員に対して契約等の事務について依頼等を行うことが禁止されています。

「印西市職員の退職管理に関する条例」に基づき平成29年3月31日以降に退職した職員より届出のあった再就職の状況及び再就職者からの依頼等の状況については以下のとおりです。

1 職員の再就職の状況

再就職先	人数
印西市（任期付職員）	2人
（医療法人社団）創造会 平和台病院	1人

2 再就職者からの依頼等の状況

再就職者からの依頼等はありませんでした。

(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員研修

種別	研修先	主な研修名	参加人数	研修内容
派遣研修	印旛郡市広域市町村圏事務組合 日数16日・参加人数61人	新規採用職員研修(4日間)	21	地方公務員としての立場認識および執務上必要とされる基礎的知識の習得を図る。
		地方自治制度研修(2日間)	5	地方自治制度の知識の習得を図る。
		接遇能力向上研修(2日間)	21	行政サービスの向上を考え、クレームへの対応能力の向上を図る。
		その他(8日)	14	
	千葉県自治研修センター 日数66日・参加人数107人	課長研修(2日間)	7	課長として必要な全体的な視野と高度な見識習得および管理能力の向上を図る。
		課長補佐研修(2日間)	11	視野と見識を高め、管理能力の向上と職務執行者としての実践力の養成を図る。
		女性活躍推進研修(2日間)	3	自らのキャリアデザイン、ワークライフバランス、働くことの意義を考え、仕事や人生に対してのやる気の向上を図る。
		その他(60日)	86	
	市町村アカデミー 日数57日・参加人数8人	住民税課税事務(11日間)	1	地方税の重要性について意識を高めるとともに、専門的知識の習得および実務遂行能力の向上を図る。
		法令実務能力の向上(11日間)	2	自治体法務のあり方や法令の立案・審査に要する体系的な知識、行政争訟への適切な対応方法を学ぶとともに、実践的な立法技術や法務能力の向上を図る。
		その他(35日)	5	
	自治大学校 日数100日・参加人数2人	自治大学校(第2部177、178期)(各50日間)	2	幹部要員として、その視野と見識を高め職務執行者としての実践力の養成を図る。
	日本経営協会 日数18日・参加人数10人	公共施設等総合管理計画策定後の発展上のポイントと施設評価(3日)	1	住民との合意形成に向けて必要な施設評価についての講義・事例研究
		非木造家屋の評価演習(明確計算編・区分所有家屋の区分計算演習)(2日間)	1	工事見積書の読み方・分析を学び、評価計算の理解を深める。区分所有家屋の意義及び程度による補正計算の方法とポイントを学ぶ。
		その他(13日)	8	
		新採研修(4日間)	21	新規採用職員を対象とした、基礎実務を習得するための庁内研修

種別	研修先	主な研修名	参加人数	研修内容
特別研修	市主催 等 日数 19 日・ 参加人数 90 人	新採介護体験研修（5日間）	21	新規採用職員を対象とした、印旛晴山苑での介護体験研修
		市町村職員海外派遣研修（8日間）	1	諸外国における行政の実情を調査研究することにより、国際的視野と見識をもった職員を養成し行政能力の向上を図る。
		その他（2日）	47	
職場研修	OJT 日数 23 日・ 参加人数 1,113 人	統一的な基準による地方公会計に係る複式簿記研修会（3日間）	277	固定資産台帳の更新方法と複式簿記の仕組みについての研修
		設計・契約事務に係る研修（1日）	148	契約事務における注意点・積算設計におけるチェックについて
		情報セキュリティ研修（1日）	93	職場におけるセキュリティ知識の向上と確保、情報モラルの育成を図る。
		その他（18日）	595	
その他	市主催 等 日数 14 日・ 参加人数 138 人	コンプライアンス研修（1日）	60	日常業務でコンプライアンスに対してどう意識を持つべきかなど全職員を対象とした研修
		メンタルヘルス研修（1日）	50	心の健康の保持増進のため、主査補以上を対象としたラインケア、全職員を対象としたセルフケア研修
		その他（12日）	28	
平成28年度職員研修		合計	1,529	

(8) 職員の福利厚生状況

福利厚生制度は、地方公務員法第42条で、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と義務づけられています。平成28年度の福利厚生の実績は以下のとおりです。

保健事業

- 職員定期健康診断 676人 4,213,080円
(職員368人、任期付職員171人、非常勤職員137人)
- B型肝炎、破傷風予防接種 73人 237,600円
- 麻しん予防接種 2人 18,060円
- 職員ストレスチェック 1,015人 700,983円

元気回復事業

- 総合福利厚生システム事業委託 2,738,536円

千葉県市町村職員互助会

- 千葉県市町村職員互助会 933,984円

その他厚生事業

- 全国市長会団体定期保険 3,088,953円

(9) 公平委員会業務状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。

平成28年度の千葉県市町村公平委員会業務の状況に関する報告については次のとおりです。

1. 勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はなかった。
2. 不利益処分についての不服申し立てに係る事項	該当する案件はなかった。